

四日市市営住宅管理人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 2 月 20 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 3 号

四日市市営住宅管理人規則の一部を改正する規則

四日市市営住宅管理人規則（昭和 38 年四日市市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任期) 第 6 条 管理人の任期は <u>2 年以内</u> とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>(任期) 第 6 条 管理人の任期は <u>2 年</u> とする。ただし、再任を妨げない。</p>

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)